第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号U^n中「同意又は」を削り、同号算式の符号中「$V_6=0.014$」を「$V_6=0.007$」に、「$X_{15}=0.022$」を「$X_{15}=0.021$」に、「$X_{17}=0.022$」を「$X_{17}=0.021$」に、「$X_{18}=0.006$」を「$X_{18}=0.021$」に改め、同号算式の符号Y^n中「各年度においての」を「各年度において」に改め、同号算式の符号中「$Z_{11}=0.078$」を「$Z_{11}=0.077$」に、「$Z_{12}=0.081$」を「$Z_{12}=0.080$」に、「$Z_{18}=0.009$」を「$Z_{18}=0.035$」に改め、同号算式の符号AA^n中「（ただし、平成４年度にあつては、追加単独農道整備事業（「平成４年度における臨時地方道整備事業債の取扱いについて」（平成４年10月30日付自治地第200号）において一般単独（一般）事業債の起債対象とされた農道整備事業をいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の許可額とする。）」を削り、同号算式の符号中「$AB_4=0.004$」を削り、「$AB_6=0.004$」を「$AB_6=0.003$」に、「$AB_{11}=0.030$」を「$AB_{11}=0.023$」に、「$AB_{12}=0.030$」を「$AB_{12}=0.029$」に改め、同号算式の符号AB^{23}の次に次のように加える。

	AC_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額
	$AD_{21}=0.005$
	AE_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額
	$AF_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式を次のように改める。

	算式 $\dfrac{\sum_{n=5}^{13}(B_n\times C_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(D_n\times E_n)+\sum_{n=4}^{13}(F_n\times G_n)+}{4{,}970円\times A}$ $\dfrac{\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=20}^{21}(J_n\times K_n)+L_n\times M_n+N_n\times O_n}{}$

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式の符号中「$C_6=0.014$」を「$C_6=0.007$」に、「$E_{15}=0.022$」を「$E_{15}=0.021$」に、「$E_{17}=0.022$」を「$E_{17}=0.021$」に、「$E_{18}=0.006$」を「$E_{18}=0.021$」に、「$G_6=0.004$」を「$G_6=0.003$」に、「$G_{11}=0.027$」を「$G_{11}=0.018$」に、「$I_{11}=0.078$」を「$I_{11}=0.077$」に、「$I_{12}=0.081$」を「$I_{12}=0.080$」に、「$I_{18}=0.009$」を「$I_{18}=0.035$」に改め、同号算式の符号K_{20}の次に次のように加える。

	$K_{21}=0.005$
	L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額
	$M_{21}=0.005$
	N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額
	$O_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ｉを次のように改める。

	算式Ｉ $\dfrac{\sum_{n=11}^{13}(B_n\times C_n)+\sum_{n=14}^{21}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{21}(F_n\times G_n)+\sum_{n=14}^{21}}{}$ $\dfrac{(H_n\times I_n)+\sum_{n=21}^{21}(J_n\times K_n)+\sum_{n=14}^{17}(L_n\times M_n)+N\times 0.8+}{731円\times A}$ $\dfrac{\sum_{n=15}^{21}(O_n\times P_n)+\sum_{n=15}^{21}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=17}^{21}(S_n\times T_n)+\sum_{n=21}^{21}}{}$ $\dfrac{(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{21}(W_n\times X_n)}{}$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ｉの符号中「$E_{15}=0.022$」を「$E_{15}=0.021$」に、「$E_{17}=0.022$」を「$E_{17}=0.021$」に、「$E_{18}=0.006$」を「$E_{18}=0.021$」に改め、同号の算式Ｉの符号E_{20}の次に次のように加える。

	$E_{21}=0.005$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ｉの符号中「$G_{18}=0.009$」を「$G_{18}=0.035$」に改め、同号の算式Ｉの符号G_{20}の次に次のように加える。

	$G_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ｉの符号R_{17}を同号算式Ｉの符号T_{17}とし、同号算式Ｉの符号中「$R_{18}=0.007$」を「$T_{18}=0.028$」に改め、同号算式Ｉの符号R_{19}及びR_{20}を同号算式Ｉの符号T_{19}及びT_{20}とし、同号の算式Ｉの符号T_{20}の次に次のように加える。

	$T_{21}=0.006$
	U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額
	$V_{21}=0.005$
	W_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額
	$X_{21}=0.005$